

コラム 膿瘍について

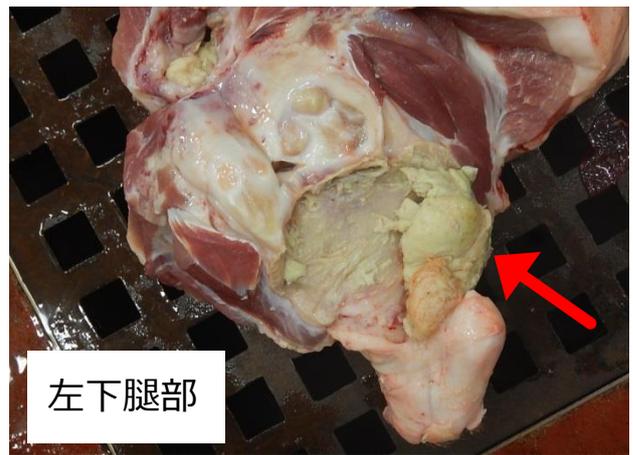
平成30年度11月発行 第1号

膿瘍（のうよう）は、尾咬り、蹄の裂傷や外傷による細菌感染などが原因とされています。細菌が侵入して、筋肉や臓器に膿（うみ）が局所的に集積したものを膿瘍といいます。



左大腿部

と畜検査の生体検査で認められることがあります。解体時、施設の汚染源になるので、このような獣畜は病畜搬入でお願いします！



左下腿部

生体検査で認められなくても解体後検査で認められることがあります。解体後検査では、黄色ないし緑色がかった膿が被膜に包まれてみられます。

体の一部に膿瘍が見られた場合、その部分のみを廃棄します。しかし、下の項目に該当する場合には、**膿毒症**と判定し「全部廃棄」となります。

膿毒症

- ・ 転移により二か所以上の臓器、筋肉にまたがって膿瘍が認められたもの。
- ・ 化膿性骨髄炎を伴い、脊椎に膿瘍が波及したもの。
- ・ 膿瘍に起因する著しい消瘦あるいは発育不良を示すもの。 など

予防対策としては次のような飼育管理の改善が大切です。

- ①豚舎構造の改善、②豚舎の消毒
- ③豚房内の適正数と配分、④病豚の隔離と淘汰

山形県庄内食肉衛生検査所 （データ還元担当）
TEL 0234-45-1285 FAX 0234-42-3850